

「エスポアールそとめ」重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設 エスポアールそとめ
- ・開設年月日 平成4年11月2日
- ・所在地 長崎県長崎市上黒崎町2201番地3
- ・電話番号 0959(25)0001
- ・ファックス番号 0959(25)0717
- ・施設長氏名 日浦 敦子
- ・介護保健指定番号 介護老人保健施設(4251180016号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活の戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

「介護老人保健施設エスポアールそとめの運営方針」

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をし、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

(3) 人員配置

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1	1		利用者の保健衛生医療業務に従事する。
・看護職員	10		1	医師の指示を受け、利用者の看護、介護及び保健衛生業務に従事する。
・介護職員	31	3	2	看護職員、支援相談員と協力して、利用者の生活指導並びに日常動作の改善に従事する。
・支援相談員	2			療養者の日常生活の指導相談、家族との連絡調査、介護職員の指導に従事する。
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	3 2			利用者に対し、運動機能及び日常生活動作の改善に従事する。
・管理栄養士	2			献立を作成し、利用者に対し栄養指導及び給与記録を行い調理員を指導して給食業務に従事する。
・調理員	6	1		給食業務に従事する。
・介護支援専門員	1	2		利用者本人や家族の意見をふまえたうえで、一人一人の状況に応じたサービス提供事業者と調整を行う。
・事務員	5			施設の業務全般に従事する。
・洗濯		5		利用者の洗濯業務に従事する。

- (4) 入所定員等 ・定員100名（うち、ショートステイ空床利用型）
 ・療養室 個室：8室、2人室：6室、4人室：20室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（業務による）
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

* 下記の単位には、介護職員処遇改善加算 2.7%が乗算され、介護職員処遇改善加算を含む合計額に地域加算 10.14 が乗算されます。(1 単位＝10.14 円)

<基本サービス単位>

介護度	個室	多床室
要介護 1	695 単位/日	768 単位/日
要介護 2	740 単位/日	816 単位/日
要介護 3	801 単位/日	877 単位/日
要介護 4	853 単位/日	928 単位/日
要介護 5	904 単位/日	981 単位/日

<その他加算> 実施された方のみ別途料金がかかります。

栄養マネジメント加算	14 単位/日	管理栄養士によって、利用者の栄養状態を定期的に記録し管理しています。
サービス提供体制強化加算	18 単位/日	適切な人員による介護保険施設サービスを行っています。
初期加算	30 単位/日	利用者の方が入所した日から 30 日以内の期間については、初期加算として算定されます。
療養食加算	18 単位/日	利用者の心身の状況によって、医師の指示により、食事の提供が管理栄養士の管理の下、提供されている場合に算定されます。
経口移行加算	28 単位/日	経管により食事を摂取している利用者に対して、経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定されます。
経口維持加算	(I) 400 単位/月	医師の指示により、管理栄養士等が著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対し、経口による食事摂取を進めるための特別な管理を行った場合に算定されます。
	(II) 100 単位/月	医師の指示により、管理栄養士等が著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対し、経口に食事摂取を進めるための特別な管理を行った場合に算定されます。
短期集中リハ加算	240 単位/日	利用者に対して、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、入所した日から 3 ヶ月以内に、集中的にリハビリテーションを行った場合に算定されます。
認知症短期集中リハ加算	240 単位/日	認知症であると医師が判断した方で、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、入所した日から 3 ヶ月以内に、集中的にリハビリテーションを行った場合に算定されます。

所定疾患施設療養費	305 単位／日 (月 1 回 7 日限度)	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹により治療を必要とする状態となった利用者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定されます。
外泊時費用	362 単位／日	利用者に対して、居宅における外泊を認めた場合に算定されます。
口腔衛生管理体制加算	30 単位／月	歯科医師又は歯科衛生士により、技術的助言・指導に基づき、利用者の日常的な口腔ケアの実施計画を行った場合に算定されます。
口腔衛生維持管理加算	110 単位／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔ケアを月 4 回以上行った場合に算定されます。
入所前後訪問指導加算	450 単位／1 回	入所期間が 1 月を超えると見込まれる利用者に対して、入所予定日前 30 日以内または入所後 7 日以内に、利用者が退所後利用する居宅を訪問し、施設サービスの策定及び診療方針を決定した場合に算定されます。
退所前訪問指導加算	460 単位／1 回	入所期間が 1 月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、在宅療養に向けた最終調整を目的として、利用者が退所後、生活する居宅を訪問し、退所後の療養上の指導を行った場合に算定されます。
退所後訪問指導加算	460 単位／1 回	利用者の退所後 30 日以内に利用者の居宅を訪問して、療養上の指導を行った場合に算定されます。
退所時指導加算	400 単位／1 回	入所期間が 1 月を超える利用者が退所し、居宅において療養を継続する場合に、退所時に利用者及び家族等に対し、退所後の療養上の指導を行った場合に算定されます。
退所時情報提供加算	500 単位／1 回	入所期間が 1 月を超える利用者が退所し、居宅において療養を継続する場合に、退所後の主治医に対して、利用者の同意を得た上で、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に算定されます。
退所前連携加算	500 単位／1 回	入所期間が 1 月を超える利用者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に算定されます。
ターミナルケア加算	死亡日以前 4 日以上 30 日以下 160 単位／日 死亡日前日及び 前々日 820 単位／日 死亡日 1650 単位／日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、ターミナルケアが行われている場合に算定されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	27 単位／日	等事業所の稼働率、在宅介護を受ける割合が国の定める指定に適合した場合に加算されます。

② 食費

*介護保険負担限度額認定証の認定を受けられていない場合

食費 1,380 円/日

*介護保険負担限度額認定証の認定を受けられた場合

- ・第1段階 300 円/日
- ・第2段階 390 円/日
- ・第3段階 650 円/日

③ 居室利用料

*介護保険負担限度額認定証の認定を受けられていない場合

- ・特別個室 1,500 円/日
- ・個室 1,000 円/日
- ・2人室 500 円/日
- ・4人部屋 370 円/日

*介護保険負担限度額認定証の認定を受けられた場合

	従来型個室	多床室
第1段階	490 円/日	0 円/日
第2段階	490 円/日	370 円/日
第3段階	1310 円/日	370 円/日

④ 日常生活費 30 円/日

石鹸、シャンプー、ティシュペーパーやペーパータオル、おしぼり等の費用です。

施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 教養娯楽費 20 円/日

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

(2) その他の料金

*電気代、洗濯代、電話代には消費税が含まれます。

- ⑥ 理美容代 (カット) 1,500 円/回 (パーマ・カラー) 実費
- ⑦ 電気代 32 円 (日額) 家電製品の持ち込みの方 (TV・携帯電話等)
- ⑧ 洗濯代 1kg あたり 250 円
※洗濯物を持ち帰りとされている場合でも、汚染等がある洗濯物は、感染対策等のため施設対応と致します。
- ⑨ 電話代 実費 (消費税込)
- ⑩ 医療制度の一部負担金 医療保険の一部負担金の割合に応じて

(3) 公費

- ・「被爆者手帳」をお持ちの方は、基本料金が免除となります。
- ・「被爆体験者手帳」をお持ちの方は、基本料金の一部分が免除となります。
- ・「生活保護」を受けられている方は、福祉事務所発行の生活保護法介護券の認定額となります。

(4) 支払方法

- ① 毎月 10 日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ② お支払い方法は、現金、銀行・農協振込の 2 方法があります。入所契約時にお選びください。

4. 協力医療期間等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名称 医療法人 外海弘仁会 日浦病院
 - ・ 住所 長崎県長崎市下黒崎町 1 4 0 2 番地
 - ・ 電話 0959-25-0039
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名称 たけとみデンタルクリニック
 - ・ 住所 長崎市永田町 3123
 - ・ 電話 0959-25-1717

5. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手続き

- ① ご利用者及びご家族の方で苦情などがある場合は、管理者または支援相談員にお申し出ください。備え付けのご意見箱に投函されても結構です。
- ② その場合解決できるものは、即刻、解決実行いたします。その場で解決困難な場合は、苦情処理委員会で検討し、解決実行いたします。
- ③ 苦情処理委員会でも解決困難な場合は、関係官庁などに相談のうえ解決をはかります。
- ④ 当施設ではなく、直接、長崎県・国保連合会・長崎市などの窓口にご相談されても結構です。
 - ・ 長崎県国民健康保険団体連合会 TEL095-826-1599
 - ・ 長崎市高齢者すこやか支援課 TEL095-829-1146
- ⑤ 苦情などについては、その都度記録し、処理結果を明白にいたします。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会の場合、窓口で面会簿に記入してください。なお、面会時間は夜 8 時までにおねがいします。
- ・ 外泊・外出は所定の用紙にて必ず許可をうけてください。
- ・ 喫煙は定められた場所をお願いします。
- ・ 飲食物の大量のお持ち込みに関しては、入所者の健康管理・衛生管理上、原則としてお断りします。
- ・ 当施設では、ご利用頂く皆様方に余分な負担をおかけしないという趣旨から、謝礼贈り物等につきましては、堅くお断りいたしております。何卒ご理解頂きましてご協力頂きますようお願いいたします。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー設備、防火戸、防災シャッター、屋内消火栓、消火

器、自動火災報知機、非常通報装置、漏電火災報知機、非常警報設備、誘導灯及び誘導、標識、非常電源設備、カーテン・布製ブラインド等の防火性能

・防災訓練 年2回

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

(附則)

この説明書は、平成 25 年 4 月 1 日改訂

この説明書は、平成 26 年 4 月 1 日改訂

この説明書は、平成 27 年 4 月 1 日改訂

この説明書は、平成 28 年 4 月 1 日改訂

重要事項説明書の内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。